**テーマ別研修Ⅲ⑥「権利擁護研修」開催要項**

１．ねらい

　 認知症による物忘れ、障がい等によって、自分の生活に必要な福祉サービスをはじめとするさまざまな契約について判断したり、日常的な金銭管理や重要な財産管理を行ったりすることが困難になっている高齢者や障がい者への支援、または人権を侵害する高齢者や障がい者への虐待への対応について、住み慣れた地域で安心して生活を送るために利用することのできる、「日常生活自立支援事業」、「成年後見制度」や「高齢者、障がい者虐待相談事業」等の権利擁護制度について理解を深め、適切な対応方法を身に付けます。

２．プログラム及び講師

講演：「介護職に求められる人権意識について」講師：名古屋市役所　健康福祉局　介護保険課　　目方　雄太　氏

講義：「権利擁護の現状と課題」　講師：名古屋市社会福祉協議会　権利擁護推進部　部長　弘田　直紀　氏

講義：「日常生活自立支援事業について」　講師：障害者・高齢者権利擁護センター南部事務所　副所長　三原　亘　氏

講義：「高齢者・障害者の虐待について」　講師：高齢者虐待相談センター・障害者虐待相談センター　所長　近田　幸子　氏

講義：「成年後見制度について」　講師：成年後見あんしんセンター　副所長　髙橋　健輔　氏

３．開催日時及び会場

【日 時】　**平成３０年２月７日（水）　午前１０時～午後４時**

【会 場】名古屋国際会議場　２号館２階　２２２・２２３号室

名古屋市熱田区熱田西町１－１

最寄駅：地下鉄「日比野」「西高蔵」駅から徒歩５分

４．定員及び対象者

【定 員】**１００名　　　　本研修のお申し込みは１事業所あたり複数名でも可能です。**

**ただし、申込が定員を超過した場合には抽選になります。**

【対象者】　市内の介護関係業務従事者

５．申込方法

**研修参加申込は名古屋市社会福祉協議会 社会福祉研修センター ホームページから**

**１１月１０日（金）までにお願いします。（http://care-net.biz/23/zaitakunet/）※詳細は別紙「申込方法のご案内」をご覧ください。**

６．受講決定

１１月１７日（金）までに、受講決定者には「受講決定のお知らせ」を、落選者には「落選のお知らせ」をＦＡＸで通知いたします。

７．その他

〇研修会場への自動車での来場はご遠慮ください。

○当日は、座席により空調の風向・風量が異なる為、温度調整のできる服装でお越しください。

○研修受講時の持ち物は原則、筆記用具です。筆記用具以外の物が必要な場合は別途ご案内し

ます。研修時間が正午を挟む場合は、昼食のとり方（弁当持参、外食）もお考えください。

【本研修に関する問合せ先】 名古屋市社会福祉協議会　社会福祉研修センター　古山・若松

ＴＥＬ：０５２－７４５－６６６０

ホームページ　http://care-net.biz/23/zaitakunet/